

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県県民生活部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等（以下「団体等」という。）が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員の選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の任務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要な事項に関する事項。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県県民生活部くらし安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

3 事務局長は、兵庫県県民生活部長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民生活部長が招集する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から適用し、同年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県	兵庫県教育委員会
兵庫県警察本部	一般社団法人兵庫県建設業協会
兵庫県市長会	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
兵庫県商工会議所連合会	兵庫県商工会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会	兵庫県青少年団体連絡協議会
兵庫県駐車場協会連合会	兵庫県町村会
兵庫県 P T A 協議会	公益社団法人兵庫県防犯協会連合会
特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会	兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会